

自動車競技の組織に関する規定

1964年10月1日	制定	1994年5月20日	改定施行	2006年10月4日	改正
1967年3月1日	改定	1994年10月13日	改定施行	2006年12月1日	施行
1968年1月1日	改定	1994年10月13日	改定	2008年7月31日	改正
1970年1月1日	改定	1995年4月1日	施行	2009年1月1日	施行
1971年1月1日	改定	1996年2月6日	改定	2009年11月26日	改正施行
1974年7月1日	改定	1996年3月1日	施行	2014年1月30日	改正
1975年12月8日	施行	1996年5月21日	改定施行	2014年4月1日	施行
1976年3月12日	改定	1996年12月3日	改定施行	2014年7月31日	改正
1977年7月26日	施行	1997年7月24日	改定	2014年8月1日	施行
1978年9月27日	改定	1997年11月27日	改定	2018年3月22日	改正
1981年7月22日	改定	1998年1月1日	施行	2018年12月1日	施行
1985年5月8日	改定	1998年7月27日	改定	2022年3月28日	改正
1987年2月12日	改定	1999年1月1日	施行	2022年4月1日	施行
1990年1月1日	改定	1999年7月28日	改正		
1990年10月23日	改定	1999年12月13日	改正		
1991年10月23日	改定	2000年3月28日	改正		
1992年7月21日	改定	2000年4月1日	施行		
1992年9月1日	施行	2001年1月1日	施行		
1993年7月21日	改定	2002年7月31日	改正		
1993年9月1日	施行	2003年1月1日	施行		

第1条 総則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、JAF公認の下で行われる自動車競技会全般を統轄し、その組織に関し本規定を制定する。

第2条 クラブおよび団体の登録

1. 自動車による競技会を開催しようとするクラブおよび団体は、FIAの国際モータースポーツ競技規則およびそれに基づいたJAFの国内競技規則ならびに諸規則を遵守する条件の下に、JAFに登録されなければならない。
2. 登録クラブおよび団体は次の通りとする。
 - 1) 準加盟クラブ
 - 2) 加盟クラブ
 - 3) 公認クラブ
 - 4) 準加盟団体
 - 5) 加盟団体
 - 6) 公認団体
 - 7) 特別団体

3. すべての J A F 登録クラブおよび団体（特別団体を除く）は、当該地域の J A F 登録クラブ地域協議会に加盟することができる。
4. 登録に当たっては以下の事項に従って J A F に登録申請を行うものとする。ただし、J A F において不適当と判断した場合には、理由を示すことなく登録を拒否することがある。

本規定の各条件を満たしていない場合、あるいは諸規則に違反した場合は J A F の決定により登録を取り消される場合がある。

なお、J A F に登録を認められたクラブまたは団体には登録章を交付し、当該年度に有効な登録印が貸与される。

登録クラブまたは団体は、J A F への諸届出、諸申請等にはこの登録印による押印を必要とする。

当該クラブまたは団体が登録を取り下げ、または取り消されたときは、本登録印を速やかに J A F に返却しなければならない。

5. 申請後（登録後を含む。）、クラブ代表者を変更する場合およびクラブ代表者がクラブの申請資格に定めるクラブ代表者の要件（以下「代表者の要件」という。）を備えなくなった場合には、速やかにその旨を届け出ること。この場合において、新たにクラブ代表者となる者は、代表者の要件を備えていること。

クラブ代表者が代表者の要件を備えなくなった場合において、速やかに新たなクラブ代表者を届け出ることができない事情があるときは、その届け出を行うまでの間の当該クラブの運営の責任者を届け出ることにより、登録の要件を備えているとみなすこととする。この場合において、当該責任者は代表者の要件を備えていること。

1) 準加盟クラブ

〈申請資格〉

- (1) 自動車に関するクラブ活動を行っていること。
- (2) 所属クラブの会員のうち7名以上が J A F の国内競技運転者許可証 B 以上もしくは公認審判員許可証 B 3 級以上の所持者であること。

一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員として J A F に届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてJAFに登録されている者を除く。

- (3) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、JAFの国内競技運転者許可証B以上もしくは公認審判員許可証B3級以上の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

〈申請手続き〉

- (4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。

① 新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

③ 降格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 加盟申請料
- (e) 年度登録申請料

- ④ 年度の途中で降格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料

を必要としない。

注) (b) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。また、(c) は準加盟クラブの申請資格を充足させるためのものとする。

(5) 更新申請は、更新年度の3月31日までに行うものとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、準加盟クラブに関する一切の権利を消失するものとする。

(6) 更新申請の際、加盟クラブから準加盟クラブへ降格申請する場合は、別途定める準加盟クラブの加盟申請料を納入すること。

〈登録の有効期限〉

(7) 新規、更新申請共、準加盟クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

〈特典〉

(8) クローズド競技会を主催することができる。

所属会員は、当該クラブ会員証で所属するクラブが主催するクローズド競技会に参加することができる。

(9) J A F 国内スポーツカレンダーに記載登録を行うことができる。

(10) クラブ代表者は国内競技運転者許可証Bおよび公認審判員許可証B3級を取得する資格を有すると判断した者をJ A F に推薦することができる。

ただし、J A F で審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。

(11) Bライセンス講習会を開催することができる。

(12) J A F 国内スピード競技コースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。

(13) J A F から自動車スポーツに関する情報を受けることができる。

2) 加盟クラブ

〈申請資格〉

(1) 自動車に関するクラブ活動を行っていること。

(2) 所属クラブの会員のうち15名以上がJ A Fの国内競技運転者許可証B以上もしくは公認審判員許可証B 3級以上の所持者であること。

一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてJ A Fに届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてJ A Fに登録されている者を除く。

注) 準加盟クラブとして登録していない場合でも加盟クラブの申請を行うことができる。

(3) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、J A Fの国内競技運転者許可証B以上もしくは公認審判員許可証B 3級以上の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

〈申請手続き〉

(4) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「名称に関する細則」に従うこと。

① 新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

③ 昇格または降格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) クラブの会則
 - (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
 - (d) 加盟申請料
 - (e) 年度登録申請料
- ④ 年度の途中で昇格または降格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

注) (b) は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。また、(c) は加盟クラブの申請資格を充足させるためのものとする。

- (5) 更新申請は、更新年度の 3 月31日までに行うものとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、加盟クラブに関する一切の権利を消失するものとする。
- (6) 申請の際、準加盟クラブから加盟クラブへ昇格申請する場合は、別途定める加盟クラブの加盟申請料を納入すること。

〈登録の有効期限〉

- (7) 新規、更新申請共、加盟クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

〈特典〉

- (8) 準加盟クラブの特典のほかに以下の各項の特典がある。
- (9) ラリーおよびスピード競技については国内格式までの公認競技会、レースについては準国内格式までの公認競技会を主催することができる。ただし、J A F の組織許可を必要とする。
- なお、公認競技会を主催するに当たって、すべての経費の支弁能力を有すること。
- (10) クラブ代表者は公認審判員許可証 B 2 級を取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。
- ただし、J A F で審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。
- (11) A ライセンス講習会および公認審判員講習会を開催することができ

る。

(12) 前記の公認競技会の開催に関して登録クラブおよび団体相互の協力を求めることができる。

(13) J A F国内レーシングコースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。

(14) 実績によって公認クラブへの昇格申請を行うことができる。

3) 公認クラブ

〈申請資格〉

(1) 加盟クラブとして5年間以上継続して活動しており、かつ国内格式以上の競技会を主催することを目的としている。

(2) 所属クラブの会員のうち50名以上がJ A Fの国内競技運転者許可証B以上または公認審判員許可証B 3級以上の所有者で、そのうち40名以上は、J A Fの国内競技運転者許可証A以上もしくは公認審判員許可証A 2級またはA 1級の所持者であること。

一人で両方の許可証を所持している者については、どちらか一方の許可証でのみ、所属クラブの会員としてJ A Fに届出ることができる。

なお、すでに他の登録クラブ、団体を所属籍としてJ A Fに登録されている者を除く。

(3) 申請時から遡って3年間以内に、下記①、②の条件を含めて準国内格式以上の公認競技会を10回以上主催した実績があること。

なお、当該クラブを含む3つ以内の登録クラブ（団体を含む）が共催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。

① 準国内格式以上のJ A F公認レース競技会を3回以上主催

② J A F選手権競技会を3回以上単独主催

なお、①と②が重複した競技会の場合は1回と数える。

ただし、公認クラブ昇格申請を行い却下されたことがあるクラブの場合は、その却下日から1年間以上経過した後でなければ昇格の再申請はできない。

- (4) クラブ代表者は申請クラブの会員であり、J A F の国内競技運転者許可証A以上もしくは公認審判員許可証A 2 級またはA 1 級の所持者であり、所定の様式によるクラブ員名簿に記載されていること。

(申請手続き)

- (5) 昇格申請の場合：

- ① 昇格申請の提出書類および申請料
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) クラブの会則
 - (c) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
(上記〈申請資格〉(3)の実績を記すこと)
 - (d) 所定の様式によるクラブ員名簿
 - (e) 公認クラブ昇格申請料
- ② 年度の途中で昇格を認められた年度に関しては新たに年度登録申請料を必要としない。

- (6) 更新申請の場合：

- ① 更新の成立条件
更新申請の前年度の1月から同年12月の間に、下記(a)～(c)のいずれか一つの実績があること。
 - (a) 準国内格式以上の公認競技会を2回以上単独主催
 - (b) 全日本レース選手権競技会もしくは国際格式のJ A F 公認競技会を2回以上主催
 - (c) 準国内格式以上の公認競技会を単独主催1回と全日本レース選手権競技会もしくは国際格式のJ A F 公認競技会を1回主催なお、(b)と(c)については、当該クラブを含む3つ以内の登録クラブ(団体を含む)が共催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。
- ② 更新申請の提出書類および申請料
 - (a) 所定の様式による登録申請書
 - (b) クラブの会則

- (c) 前年度の活動実績（上記①の実績を記すこと）
- (d) 所定の様式によるクラブ員名簿（上記〈申請資格〉（2）の条件を満たすこと）
- (e) 年度登録申請料

注）（b）は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。また、（d）は公認クラブの申請条件を充足させるためのものとする。

- ③ 更新申請に際し J A F は、更新の適否を判定するため、下記（9）①②について調査および審査を行う場合がある。
- ④ 更新申請は、更新年度の 3 月31日までとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、公認クラブに関する一切の権利を消失するものとする。
- (7) 更新申請の際、公認クラブから、加盟クラブまたは準加盟クラブに降格申請する場合は、別途定める加盟クラブまたは準加盟クラブの加盟申請料を納入すること。

〈登録の有効期限〉

- (8) 昇格、更新申請とも、公認クラブとして登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

〈昇格審査〉

- (9) 昇格申請受付後、J A F は当該クラブが主催した競技会に関するカレンダー登録申請書、組織許可申請書、競技会審査委員会報告書等を参考として、下記事項についての調査および審査を行う。

- ① モータースポーツ活動全般にわたる諸規則の遵守と義務行為の履行について。
- ② 国内格式以上の競技会を主催するに当たっての、当該クラブの組織運営能力について。

- (10) 前項による審査の結果、昇格が適切と判断された場合、さらに当該クラブが主催する競技会において前項①②についての現地査察を実施した上で、昇格の適否を最終的に判定する。

〈特典〉

- (11) 加盟クラブの特典のほかに以下の各項の特典がある。
- (12) すべての公認競技会を主催することができる。ただし、J A F の組織許可を必要とする。
- (13) クラブ代表者は、国際競技運転者許可証 A および公認審判員許可証 1 級まで、取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。

ただし、J A F で審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。

表1 登録クラブの加盟申請料および年度登録申請料

(消費税込)

	加盟申請料	年度登録申請料
準加盟クラブ	8,400円	19,100円
加盟クラブ	8,400円	19,100円
公認クラブ	昇格申請料 96,000円	138,800円

4) 準加盟団体

〈申請資格〉

- (1) 自動車スポーツに貢献する事業目的をもつ法人またはJAFが認めた団体であること。
- (2) 責任者はJAFの個人会員であること。

〈申請手続き〉

- (3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

① 新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とす

る。

- ③ 更新申請は、更新年度の3月31日までとし、この期限までに更新申請を行わなかった場合は、準加盟団体に関する一切の権利を消失するものとする。

〈登録の有効期限〉

- (4) 新規、更新申請とも、準加盟団体として登録された年度の12月31日までを有効期限とする。

なお、当該法人または団体の解散および組織が消滅した場合は一切の権利も消失するものとする。

〈特典〉

- (5) J A F から自動車スポーツに関する情報を受けることができる。
(6) 自動車競技に関する各種用品、備品の公認申請をすることができる。
(7) J A F 登録車両規定に定める登録車両の申請をすることができる。

5) 加盟団体

〈申請資格〉

- (1) 自動車スポーツに貢献する事業目的をもつ法人または J A F が認めた団体であること。
(2) 公認審判員許可証 2 級以上もしくは国内競技運転者許可証 B 以上の所持者が 1 名以上所属していること。また、責任者は J A F の個人会員であること。

〈申請手続き〉

- (3) 上記〈申請資格〉を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

① 新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
(b) 定款
(c) 役員名簿
(d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
(e) 自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、

目的、活動内容等の詳細)

- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

② 更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

- ③ 更新申請は、更新年度の3月31日までとし、この期間までに更新申請を行わなかった場合は、加盟団体に関する一切の権利を消失するものとする。

〈登録の有効期限〉

- (4) 新規、更新申請とも、加盟団体として登録された年度の12月31日までを有効期限とする。なお、当該法人または団体の解散および組織が消滅した場合は一切の権利も消失するものとする。

〈特典〉

- (5) 準加盟団体の特典のほかに次の各項がある。
- (6) J A F国内スポーツカレンダーに記載登録を行うことができる。
- (7) 準国内競技までの公認競技会を主催することができる。
ただし、公認競技会を主催するに当たっては、すべての経費の支弁能力を有すること。
- (8) 実績によって公認団体への昇格申請を行うことができる。
- (9) 代表者は、公認審判員許可証B 3級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。

ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければ許可証は発給されない。

(10) J A F国内レーシングコースの公認に関する規定およびJ A F国内スピード競技コースの公認に関する規定に則って、競技コースの公認申請をすることができる。

(11) Bライセンス講習会、Aライセンス講習会および公認審判員講習会を開催することができる。

6) 公認団体

〈申請資格〉

(1) 加盟団体として自動車を通じてスポーツ活動を行っている法人また団体であり、かつ国内格式以上の競技会を開催することを目的としていること。

(2) 公認審判員許可証Aもしくは国内競技運転者許可証A以上の所持者が1名以上所属していること。また、責任者はJ A Fの個人会員であること。

(3) 申請時から遡って3年以内に、国際格式のJ A F公認競技会もしくは全日本レース選手権競技会を3回以上主催した実績を含み、準国内格式以上のJ A F公認競技会を10回以上主催した実績があること。

なお、当該団体を含む3つ以内の登録団体（クラブ含む）が共催した公認競技会に限り、主催した実績として認める。

ただし、公認団体昇格申請を行い、却下されたことがある団体の場合は、その却下日から1年間以上経過した後でなければ昇格の再申請はできない。

〈申請手続き〉

(4) 昇格申請の場合：

① 昇格申請の提出書類および申請料

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) 当該団体の経歴書（上記〈申請資格〉（3）の実績を記すこと。）

(c) 定款

(d) 役員名簿

(e) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）

(f) 自動車スポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、

目的、活動内容等の詳細)

(g) 公認団体加盟申請料

② 昇格を認められた年度に関しては、新たに年度登録申請料を必要としない。

(5) 更新申請の場合：

① 更新の成立条件

更新申請前年度の1月から同年12月の間に、準国内格式以上のJAF公認競技会を1回以上主催していること。

② 更新申請の提出書類および申請料

(a) 所定の様式による登録申請書

(b) 前年度の活動実績(上記①の実績を記すこと)

(c) 定款

(d) 役員名簿

(e) 履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)

(f) 公認団体年度登録申請料

注) (c)・(e)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③ 更新申請に際しJAFは、更新の適否を判定するため、下記(8)①②について調査および審査を行う場合がある。

④ 更新申請は、更新年度の3月31日までとし、この期間までに更新申請を行わなかった場合は、公認団体に関する一切の権利を消失するものとする。

(6) 更新申請の際、公認団体から加盟団体に降格申請する場合は、別途定める加盟団体の加盟・年度登録申請料を納入すること。

〈登録の有効期限〉

(7) 昇格、更新申請とも、公認団体として登録された年度の12月31日までを有効期限とする。なお、当該法人または団体の解散および組織が消滅した場合は一切の権利も消失するものとする。

〈昇格審査〉

(8) 昇格申請受付後、J A Fは当該団体が主催した競技会に関するカレンダー登録申請書、組織許可申請書、競技会審査委員会報告書等を参考として、下記事項についての調査および審査を行う。

- ① モータースポーツ活動全般にわたる諸規則の遵守と義務行為の履行について
- ② 国内格式以上の競技会を主催するに当たっての、当該団体の組織能力の有無について

(9) 前項による審査の結果、昇格が適切と判断された場合、さらに当該団体が主催する競技会において前項①②についての現地査察を実施した上で、昇格の適否を最終的に判定する。

〈特典〉

- (10) 加盟団体の特典のほかに次の各項がある。
- (11) すべての公認競技会を主催することができる。ただし、J A Fの許可を必要とする。
- (12) 代表者は公認審判員許可証1級まで、取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。
ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければ発給されない。

7) 特別団体

〈申請資格〉

- (1) 公認競技会を主催する目的以外の自動車スポーツの発展に寄与・貢献することを趣旨とし、自動車を製造もしくは販売する業者。

〈申請手続き〉

- (2) ① 新規申請の場合：所定の様式による登録申請書に加盟申請料および年度登録申請料を添えて申し込むこと。
② 更新の場合：所定の様式による登録申請書に年度登録申請料を添えて申し込むこと。
- (3) 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効とし、更新の申請手続きは原則として3月31日までに行うものとする。
- (4) 新規登録申請および更新の申請手続きに当たっては次の書類を提出す

ること。

- ① 定款
- ② 役員名簿
- ③ 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）

注) ①・②・③は、更新申請においては従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

〈特典〉

- (5) 記録挑戦をはじめとするテストおよびトライアルを主催する資格を有する。
- (6) J A Fから自動車スポーツに関する情報を受けることができる。
- (7) 代表者は国際競技運転者許可証Aまでの取得有資格者を推薦することができる。ただし、国際競技運転者許可証については、J A Fで審査を受け、承認された者でなければ発給されない。
- (8) 自動車競技に関する各種用品、備品の公認申請をすることができる。
- (9) 車両公認および登録車両の申請をすることができる。
- (10) 更新登録を行わなかった場合は、加盟に関する一切の権利も消失するものとする。

表2 登録団体の加盟申請料および年度登録申請料 (消費税込)

	加盟申請料	年度登録申請料
準加盟団体	106,700円	160,200円
加盟団体	106,700円	192,000円
公認団体	213,400円	373,600円
特別団体	213,400円	747,400円

第3条 競 技 会

自動車競技会の呼称、格式および競技結果の賞典等は、下記によるものとする

1. 競技会の呼称

日本国内で組織される競技会において、グランプリまたは選手権および全日本

または全国の呼称はJ A Fによって統制され、その許可がなければ使用することができない。国際および世界の呼称はF I Aによって統制されている。上記の呼称は英語またはその他の外国語での呼称あるいは同意語、略称などについても同様に許可を必要とする。また、選手権規定に則っていない競技にチャンピオンの呼称を使用する場合は、オーガナイザー名を冠し、同様に許可を必要とする。

2. 競技会の格式

競技会の格式を下記の通り分類する。

1) 国際競技

国際モータースポーツ競技規則第2条および国内競技規則2-10条に定義された競技。

2) 国内競技

(1) 国内競技：国内競技規則2-11条に定義された競技で全国規模で開催するもの。全日本および地方選手権競技ができる。

(2) 準国内競技：国内競技規則2-11条に定義された競技で全国規模で開催するもの。地方選手権競技ができる。

(3) 地方競技：国内競技参加者許可証および国内競技運転者許可証の所持者のみに参加が許される競技。

ただし、ラリー競技については、国際競技運転者許可証の所持者の参加が許される。

(4) クローズド競技（国内競技規則2-13）：競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される競技。なお共催の場合は3クラブ以内とする。

表3 格式の定義に関する解説表（国内競技）

項目 格式	競技種目	地域区分	ライセンス の制限	競技会の制限 (選手権の対象)
国内	レース	全国	国際・国内	全日本選手権 まで
	ラリー	〃	〃	
	スピード競技	〃	〃	
準国内	レース	全国	国際・国内	地方選手権 まで
	ラリー	〃	〃	

	スピード競技	〃	〃	
地 方	レ ー ス	全 国	国内のみ	選手権は開催 できない
	ラ リ ー	〃	国際・国内	
	スピード競技	〃	国内のみ	
クローズド	レ ー ス	競技の主催クラブに 所属する会員のみ 参加が許される競技		
	ラ リ ー			
	スピード競技			

3. 制限付競技（国内競技規則2-12）

上記国際競技・国内競技以外の条件を満たす競技をいい、特定の条件に従って行われるもの、例えば特殊構造の車両の参加を制限した競技。またオーガナイザーから招待を受けた競技者のみが参加して行う競技。ただし、特定のクラブを招待して行う場合は、その招待クラブは5クラブを越えてはならない。

4. 競技における賞

国内および国際競技会の場合、原則としてオーガナイザーが授与する賞金、賞品あるいはスターティングマネーなどの総額は、金額にして次の額を下回らないものとする。

競技会の区分	レース	スピード競技およびラリー
国内	総額 50万円	総額 10万円
国際	〃 300万円	〃 30万円

第4条 競技会の組織許可

1. 自動車競技とは、自動車に参加して行う競技的な性格をもつ行事、あるいは成績の発表をすることによって、競技的な性質をもつ行事であるが、F I Aの国際モータースポーツ競技規則およびJ A Fの国内競技規則に自動車スポーツとして定義される以下の各行事は、すべてJ A Fの組織許可を必要とする。

ただし、J A F登録クラブが主催するスピード競技のクローズド格式競技は、J A Fに届出を行うことにより、組織許可は免除される。

1) 国内競技規則2-14条第1) 項第1類ラリー

- 2) 国内競技規則 2-16条のレース
 - 3) 国内競技規則 2-17条のスピード競技（クローズドを除く）
2. 以下の各行事は J A F 国内競技規則の特別除外例として組織許可は必要としない。

- 1) 国内競技規則 2-14条第 2) 項のツーリング集会
- 2) 順位の判定に速度を要素としない行事
- 3) エコノミーラン
- 4) 交通安全コンテスト
- 5) その他娯楽的な要素を主目的とした行事等

ただし、上記各項に該当すると思われる行事でも J A F において競技と判定されるものを除く。

3. 組織許可を必要とする行事は J A F の国内競技規則および諸規則に準拠して作成された競技会特別規則書に従って開催されなければならない。

4. 競技会の審査：組織許可を必要とする行事は、2名以上の競技会審査委員の任命を必要とする。

競技会審査委員長は、主催するクラブまたは団体の所属員であってはならず、その資格は次に掲げる各項のいずれかに該当している者でなければならない。

- 1) 公認審判員 1 級の資格所持者
- 2) モータースポーツ審議会委員およびモータースポーツ専門部会委員
- 3) スポーツ資格登録者で、J A F が特に認めたもの

5. 無線機器の使用

- 1) 競技会参加者またはオーガナイザー等が無線機器を使用する場合は、電波法に従った無線機器を使用しなければならない。
- 2) 違法無線機器を使用した者は、国内競技規則 4-3 の違反として罰則が適用される。
- 3) 競技会オーガナイザーは、当該競技会特別規則に上記 1) および 2) の条文を記載するとともに、競技会開催に当たっては電波法に従った無線機器を使用するよう管理すること。

第5条 競技日程

競技会の日程はすべてJAFによって承認され、かつJAF国内スポーツカレンダーに登録されねばならず、国際競技はFIA国際スポーツカレンダーに登録されねばならない。登録申請はJAFが指定する日時までに所定の方法でJAFに提出するものとする（JAF国内スポーツカレンダー登録規定を参照）。

第6条 競技日程の調整

国内にて各登録クラブおよび団体が開催する競技日程の割り振りについてはJAFが調整する。

第7条 提出書類

競技を主催する登録クラブおよび団体はJAFに下記の書類を提出しなければならない。競技場の使用許可証の提示を要求された場合には競技場所有者の使用許可証の写しを提出しなければならない。

1. 準国内競技、地方競技のすべて、およびクローズド競技のレースの場合には次の書類を提出する。
 - 1) 所定の様式の組織許可申請書と特別規則書の草案1部を競技開催日の1ヵ月前まで。
 - 2) JAFが許可した特別規則書の印刷したもの1部を参加受け付け開始の2日前まで。
2. 国内競技の場合には次の書類を提出する。
 - 1) 所定の様式の組織許可申請書と特別規則書の草案1部を競技開催日の2ヵ月前まで。
 - 2) JAFが許可した特別規則書の印刷したもの1部を参加受け付け開始の2日前まで。
3. 国際競技の場合には次の書類を提出する。
 - 1) 所定の様式の組織許可申請書と特別規則書の草案1部を競技開催日の4ヵ月前まで。

- 2) JAFが許可した特別規則書の印刷したもの1部を参加受け付け開始の2日前まで。
4. ラリー競技会の場合は、ラリー競技会組織に関する規定に従うこと。
5. 記録挑戦を含む競技のときには、前項1、2、3項の書類のほかは挑戦種目の明細書を添えて提出する。
6. 競技会の終了後14日以内に次の書類を提出する。
 - 1) 公式プログラムまたは競技参加者名簿および競技役員名簿各1部
 - 2) 公式通知、ロードブックまたはルートカードなど各1部
 - 3) 暫定または最終決定の成績表1部

第8条 保 険

1. レース競技に関する保険

レース競技会のオーガナイザーは、保険に関し、下記の措置をとらなければならない。

またオーガナイザーは、下記の保険の加入について競技会審査委員会に報告しなければならない。

1) 観客に対する保険

オーガナイザー（または施設所有者）は、競技会開催期間中、観客に対し、競技の事故による観客の死亡あるいは傷害について、最低1人当たり500万円以上の傷害保険を付保しなければならない。

2) 競技者に対する保険

(1) オーガナイザーは、競技会に出場するドライバーおよびピット要員に対し、1人当たり100万円以上のレース傷害保険を付保しなければならない。

(2) 競技参加者は、ドライバーおよびピット要員が、上記の規定によりオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含め、ドライバーに対しては総額1,000万円以上、ピット要員に対しては総額500万円以上の有効な保険に加入していることを大会事務局に申告しなければならない。

3) 競技役員に対する保険

(1) オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場

所で役員につく役員に対し、1人当たり100万円以上のレース傷害保険を付保しなければならない。

(2) 競技役員は、上記のオーガナイザーが付保するレース傷害保険を含め総額500万円以上の有効な保険に加入していることを、大会事務局に申告しなければならない。

2. スピード競技に関する保険

スピード競技会（クローズド格式は除く）のオーガナイザーは、保険に関し、下記の措置をとらなければならない。

またオーガナイザーは、下記の保険の加入について競技会審査委員会に報告しなければならない。

1) 観衆に対する保険

オーガナイザー（または施設所有者）は、競技会開催期間中、観衆に対し、競技の事故による観衆の死亡あるいは傷害について、最低1人当たり300万円以上の傷害保険を付保しなければならない。

2) 競技役員に対する保険

オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で役員につく役員に対し、1人当たり100万円以上のスピード競技に有効な傷害保険を付保しなければならない。

第9条 本規定の施行

本規定は、2022年4月1日より施行する。